S - 24-2

日本政策投資銀行レポート

失業問題:
- シンガポールの対策-

2002 年 **4** 月
日本政策投資銀行
シンガポール事務所

まえがき

1997－1998 年のアジア経済危機以降、シンガポールの失業率は４％を超え､経済が回復基調にある現在も危機以前のレベルには下がっていない。シンガポールの経済上重要な国々の景気が悪化した上に、同時多発テロ事件が発生し､シンガポールの失業率は 2001 年 12 月に 4.7%と 15 年ぶりの高水準を記録した。

2002 年になって、シンガポール経済が回復基調になっても、雇用市場に明るさは見られない。企業はリストラを継続し､さらなる解雇、採用停止が見込まれるのである。

シンガポールのこうした先行き暗い雇用情勢をうけて、本調査書の目的はシンガポールがいかに失業問題に取り組んでいるか､また、シンガポールは失業問題を解決するために､具体的にどのような政策をとったかを検証することにある。

本調査書のカバーする範囲は、賃金体系､労働組合を含めたシンガポール労働市場の概観、シンガポールが直面する失業問題、シンガポールが失業問題を解決するためにとった政策全般に及ぶ。

この調査書を作成するにあたっては、書籍･新聞等の分析､集積を行った。情報は、新聞記事、政府要人スピーチ､政府関連ホームページ等を利用した。また、業界の関係者、政府関係者へのインタビューも行った。

Thum Choon Fang
リサーチャー

目次

		Page
	概要. …………………………………………………………………………………	3
1.	はじめに. ………………………………………………………………………………	5
2.	シンガポールの雇用情勢 …………………………………………………………	7
	A. 雇用情勢の特徴 ……………………………. …………………………………	7
	B. シンガポールの失業事情 ……………………………………………………	13
	B.1 今回の景気後退における失業事情の特徴 …………………………………	15
3	対応策 …………………………………………………………………………...	17
	3.1 労働省の役割 ……………………….. ……………….………………………	18
	3.2 地域開発協議会の役割………………………………………………..………….	21
	3.3 労働組合の役割………………………………………………………………….	24
	3.4 特別専門委員会………………………………………………………………….	25
	3.5 教育および技能訓練. …….…………………………………………………	28
	3.6 外国人採用基準 ……..………………………………………………………	31
	3.7 インフラ事業の前倒し…………………..…………………………………	32
	3.8 その他既存の対策 ………….………………………..………………………	32
	3.9 自助組織からの提案……..…………………………..………………………	33
	3.10 貿易協定の拡大.……………………….…………………………………	33
4.	まとめ ………………………………………………………………..……………	33
	参考文献…………………………………………..……………………………………	36

概　要

1. 2001 年の推定失業率は 5.3%。

2. 2001 年 6 月、15 歳以上の労働者層人口は総人口の 65%にあたる 211 万 9700 人。うち女性は 54%を占めた。雇用されている労働者のうち､約 3 分の 1 が中等教育を受けておらず､一方 17%にあたる労働者が学位保持者であった。定年年齢は 62 才で、労働者の大多数である 86%が被雇用者である。2001 年時点調べでは、被雇用者のうち 19%が過去 2 年間に転職を経験している。

3. 通常の労働時間は週 49 時間。シンガポールは調整可能賃金制度を導入し､基本給、年 2%の昇給、賃金補助（特別な事情に限り免除される）、収益･生産性など企業業績にもとづく変動性ボーナスからなる。また、永年勤続の労働者に対してはその忠誠心･経験に対して報償金的賃金が加えられる。シンガポールには最低賃金に関する法律は存在しない。

4. 失業保険や失業に際しての直接的な金銭補助はない。シンガポールでは労働組合や職能別組合連合が与党と深い関係にあり、大きな発言権を持っている。シンガポールは外国人労働者に対しては門戸開放政策を取っており､シンガポール国内の労働者の 30%は外国人である。

5. 失業率は低学歴の労働者間で高く､またこのグループに属する労働者は同時に高齢労働者である。40 才以上の労働者は、2001 年の失業者の 47%を占め､最大グループである。清掃業や肉体労働に従事する労働者が最も多く失業者総数の 46%､次に大きいのが中間管理職の 37%である。低学歴（中等教育以下）の労働者は、失業者総数の 36%を占め最も大きく､次に大学･専門学校卒業者 29%となっている。

6. 厳しい雇用情勢を乗り切ってもらうために、2001 年 10 月、政府は第二次通常予算枠外雇用対策費を計上し､失業者に対して救済策を打ち出している。電気･水道代援助、公共住宅家賃補助、子弟教育補助などが盛り込まれている。

7. 失業問題に対処するために、政府は雇用維持と共に、失業者を人材の不足している分野へと紹介するというスタンスをとっている。造船･海洋、医療、ホテル、教育、バイオ化学分野では往々にして人材が不足している。これらの業種は長時間労働、汚い仕事､肉体労働､不潔、劣悪な労働環境、低賃金というイメージが強い。

8. 閣僚レベルでは、雇用特別専門委員会が設置され､魅力のない産業へ失業者を誘導する方法が模索されている。同時に、こうした業界において必要な職業能力も明確に認識され､労働者の職業訓練により明確な目的をもたせることになる。また、現在同特別専門委員会は、職を求める人たちにとって、こうした産業をもっと魅力的なイメージにする方法を検討している。

9. 労働省も雇用援助や職業訓練プログラムを強化している。その中心は、企業･労働者の双方が、十分理解した上で就職活動が行えるよう､職業斡旋サービスの強化と就職に関する情報の効率的な発信である。同省は、

ワンストップショップ型のキャリアセンターの運営、自治会ベースの就職フェア、年配の失業者の支援プログラムなどを行っている。

10. 地域開発協議会は、今回の失業問題解決に大きな役割を果たしている。こうした協議会は、地元の就職斡旋サービスのエージェントとして機能している。住民に物理的に近いことから、協議会は全国レベルの支援プログラムの存在に気づいていない人々にこれまでよりも手が届く。また現実的な就職活動を行うためのカウンセリングも行っている。個々の協議会は、職探しを支援し、無料の清掃業訓練など職業訓練向けの奨励制度を提供する革新的な方法を打ち出している。

11. 全国の労働組合連合も失業者援助に関して重要な役割を担っている。職業紹介サービスもさることながら、労働者各自の職業技能向上のための資金援助の申し込み手続きを支援している。

12. 教育及び職業訓練は、これまで同様、失業問題の解決策の根幹をなしている。低学歴の労働者には職業技能向上プログラムや職業別の個別技能習得プログラムが用意されており、また専門職・管理職の労働者には、情報通信などの成長産業分野への技術転換を支援するプログラムが用意されている。

13. 厳しい雇用情勢にもかかわらず、政府の外国人労働者に関する政策に変更はみられない。唯一厳しくなったのが、外国人専門職の最低賃金基準が引き上げられたことである。

14. 職業斡旋や技能訓練の強化のほかに、インフラ関連の公共工事の前倒しによる雇用確保が図られている。学校建設、道路整備、公共交通機関整備などが含まれる。

15. 同時に、政府は二国間の自由貿易協定締結に取り組んでおり、締結の暁にはシンガポール国内に新規雇用機会が創出されると見られる。自由化の進む業界もあるとみられ、雇用は増大見込み。

16. 端的に言うと、現在の失業問題に対応する上で、政府には失業者を守るセーフティ・ネットを設ける努力は見られない。政府は、そうした与えるタイプの対策よりも、雇用機会を促進することを優先し、訓練インセンティブを与え、関連情報へのアクセスを簡単にして、労働者が現実的な就職活動ができるよう支援する政策をとっている。同時に低所得者に対しては、住宅、教育援助といった生活上最低限かつ短期的な救済策を施している。外国人労働者に対する規制は厳しいままであり、今後シンガポールで働く外国人の多くは、優れた能力を持っている労働者に限られてくるであろう。したがって、シンガポール人としても今後は、自己能力を向上させ、経済構造の転換に伴う職業能力需給のミスマッチなどの構造的な失業に見舞われないよう努力する必要がある。無論、二国間自由貿易協定の締結によって、産業自由化の結果として新規の雇用が創出されることも大いに予想される。その際にはこれまでとはことなる知識・技術能力がもとめられることになる。そこで職業技能訓練や技能向上が労働者自身の雇用維持のために究極の手段となるのである。したがって、シンガポール政府は、雇用可能性増進・雇用機会促進を援助する以外、雇用対策は行わない方針である。